

患者さん・ご家族の皆様へのお願い

令和6年4月より「医師の働き方改革」の新たな制度が施行されております。当センターでも国の指導に従い、医師の長時間労働の改善に取り組んでおります。

ご家族の皆様への治療方針などに関するご説明につきましては、原則として下記の時間内にさせていただくことといたしました。

今後も質の高い医療を提供するために引き続き努力してまいりますので、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

埼玉県立小児医療センター

病院長

ご説明の時間は原則として

平日の月曜日～金曜日 8：45 ～ 17：00